

委託契約における変動型最低制限価格制度の検証について

1 主旨

区は、令和3年度の1円入札案件の発生や公契約適正化委員会からの意見書を踏まえ、多種多様な委託契約における過度な低価格入札の抑止及び効果的なダンピング対策の実現を目指し、令和5年度から変動型最低制限価格制度の入札を実施している。

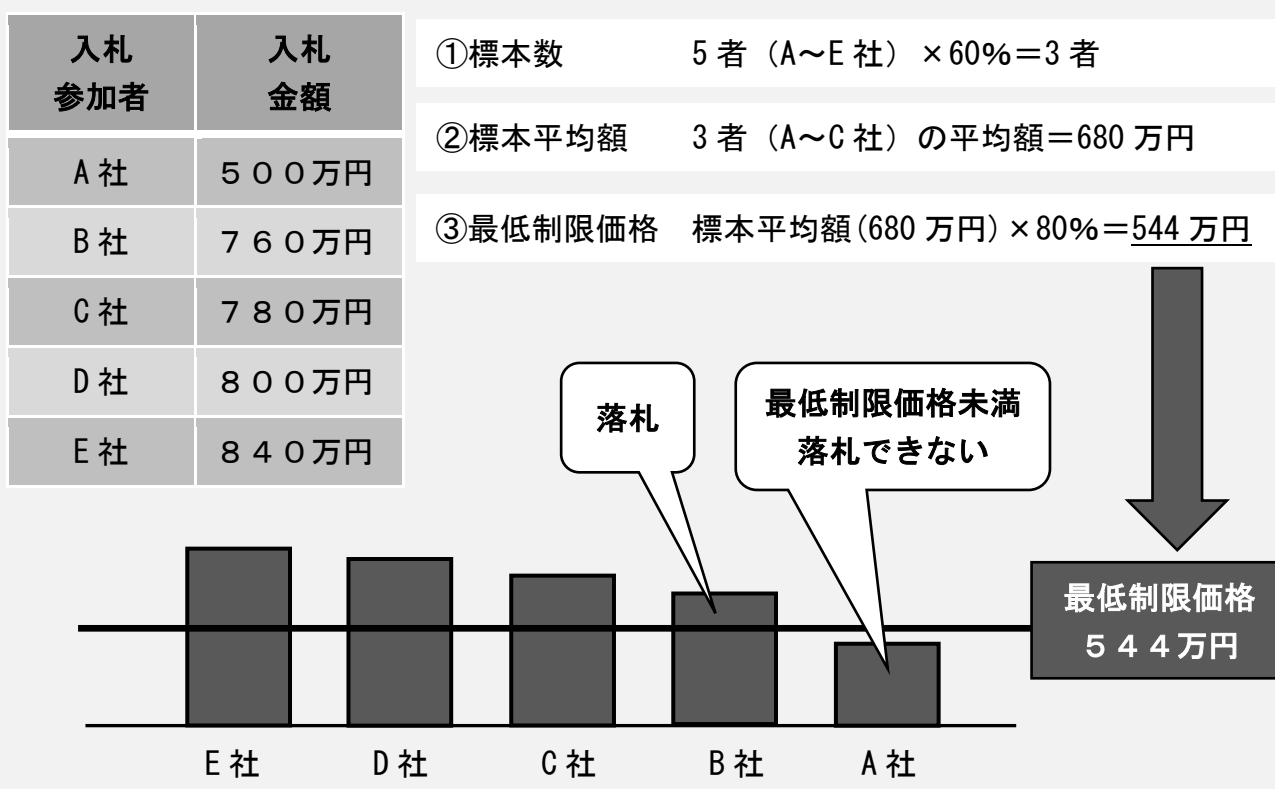
今般、現在までの入札実施状況を検証し、今後の運用の考え方を取りまとめたので報告する。

2 制度概要

「多種多様な業務委託契約の適正価格を市場に聞く」

- ・案件ごとに開札後の入札額の標本平均額から最低制限価格を設定
- ・過度な低価格入札の抑止による競争性とダンピング防止の両立

【入札参加者が5者の場合の例】



※入札額が予定価格を超える者、予定価格の1割以下の者等は有効な入札参加者から除外

※有効な入札参加者が2者以下の場合は、予定価格に60%を乗じた額が最低制限価格

3 検証方法

(1) 実施状況

令和6年9月30日現在、実施した263件（令和5年度151件、令和6年度112件）を対象として、変動型最低制限価格の設定率、最低制限価格未満の入札の発生状況等について検証した。

【別紙1 参照】

(2) 従来の入札との比較

令和6年9月30日現在、実施した263件（年度内訳は同上）を対象として、適用対象としている業務種別について本制度導入前の令和4年度の入札と比較し、落札率、入札価格の率、不調率の状況を検証した。

【別紙2 参照】

4 実施状況及び評価

(1) 実施状況

- ①従来の最低制限価格制度では、予定価格200万円以上の建物清掃・公衆トイレ清掃、造園の業務委託契約（単価契約を除く。）を適用対象としていた。検証対象期間の案件に従来の適用条件を採用していた場合は83件が最低制限価格の設定対象となるが、令和5年度から適用対象業務を拡大したことにより、適用案件が増え263件となった。
- ②最低制限価格設定率は全体の平均で予定価格の60.18%となった。業務種別ごとでは最も低いものは「データ入力作業」（54.90%）、最も高いものは「公衆トイレ清掃」（63.76%）となった。
- ③有効参加者数が3者以上の案件において、実際の入札価格に基づき算定した最低制限価格設定率の平均は60.36%となり、有効参加者数が2者以下の場合の60%と同程度である。令和5年度検証時には62.99%であったことと比較すると、設定率が下がっていることが確認できる。
- ④最低制限価格未満の入札が発生した件数は33件で、12.55%となった。最も発生率が高い業務種別は「情報処理業務」で25%、次いで高い業務種別は「医療関係検査・調査業務」で22.22%であった。なお、最低制限価格未満の入札は「造園」の1件、「データ入力作業」の2件では2者あったが、その他の案件ではいずれも1者のみであった。

(2) 従来の入札との比較

- ①平均落札率については、全体では79.03%（令和4年度比+6.64ポイント）となった。令和5年度検証時には80.50%であったことと比較すると、若干低下している。
- ②業務種別ごとの平均落札率を制度導入前の令和4年度と比較すると「翻訳・通訳」（令和4年度比+32.33ポイント）、「計画策定支援」（令和4年度比+24.98ポイント）などにおいてとりわけ上昇している。

- ③落札者以外の者も含んだ全体の入札価格率では、業務種別ごとに上昇したものもあれば低下したものもあり様々であるが、全体では114.32%（令和4年度比+11.37ポイント）となった。
- ④不調率については、3.80%（令和5年度5件、令和6年度5件）となった。令和5年度には最低制限価格の設定に起因する不調は発生していなかったが、令和6年度は「医療関係検査・調査業務」において応札者が最低制限価格未満になったことによる不調が1件発生した。
- ⑤入札参加者数、応札者数については業務種別によって様々であるが、全体の平均をみると減少していない。

5 今後の運用

- ①本制度導入の趣旨は、1円入札に象徴されるような、市場価格と著しく乖離した低価格での落札を防止することにある。また、本制度においても、地方公共団体の行政原則である経済性や競争性をこれまで同様に適切に確保することを前提としており、制度導入以前と著しく乖離する価格変動を意図したものではない。
- ②入札結果に基づくデータ分析では令和5年度検証時に引き続き、落札率が制度導入前の令和4年度より上昇しており、落札者以外も含めた入札価格率においても上昇傾向が見られる。また、1割強の案件で最低制限価格によって落札者とならない者が発生している。このことから、多種多様な業務委託契約への本制度の導入により、従来の落札率を一定程度維持しつつダンピング防止の効果をあげるという当初の目的は達成されているものと考えられる。なお、本制度導入により入札参加者や応札者が減少する状況ともなっていない。
- ③一方、経年での変化をみると制度を導入した令和5年度検証時と比較して、平均落札率が低下しているなど状況の変化も見受けられる。事業者の入札には応札時の経済情勢など様々な要素が影響を及ぼしているものと推察され、制度の効果を的確に捉えるには、短期的な検証だけでは不十分と考えられる。
- ④以上のことから、現在の制度運用により競争性とダンピング防止の両立を図りながら、引き続き入札結果の動向を注視し、検証を継続することとする。

6 今後のスケジュール（予定）

令和7年1月 令和7年度入札公告の開始